

## 南加賀保健福祉センター 環境行動計画

平成22年12月15日

### ■ 取組方針

南加賀保健福祉センターは、住民が健康な生活を営むことができるよう、健康危機管理などの地域保健対策の推進や、快適で安心できる生活環境確保のため、食の安全確保や環境衛生対策などに幅広く取り組んでいます。

こうした事業に取り組んでいくうえで、環境保全全般に職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは、大変重要なことであると考えています。また、公的機関として、民間企業や県民に対し率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当センターの活動が環境負荷に及ぼす影響を少なくするよう、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 資源（用紙）のリサイクルを徹底し、有効利用を図ります。
- ③ 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。

この方針にそって、職員一人ひとりが高い環境意識をもち、環境に配慮した行動ができるように、取組方針と取組目標及び具体的な取り組み内容を全職員に周知します。

平成22年12月15日

南加賀保健福祉センター  
所長 柴田 裕行

### 3 環境負荷低減の取組

当センターでは、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標一1	二酸化炭素の排出量を、平成21年度（103,111kg-CO <sub>2</sub> ）を基準として、23年度までに約5%削減し、97,955 (kg-CO <sub>2</sub> ) 以下に削減する
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 冷房温度（28度）と暖房温度（20度）を厳守する</li><li>② 空調は必要な区域、時間に限定する</li><li>③ 会議室の冷暖房は、会議直前までいれないようする</li><li>④ クールビズ・ウォームビズに取り組む</li><li>⑤ ノー残業デーを徹底する</li><li>⑥ 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する</li><li>⑦ パソコン・コピー機の節電機能を活用する</li><li>⑧ 人のいないエリアの消灯を徹底する</li><li>⑨ 休日前には、パソコンのコンセントを抜いておく</li></ul> <p>（車両の使用に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑩ アイドリングストップなどエコドライブを徹底する</li><li>⑪ 車両の点検を定期的に行う</li><li>⑫ 職員が乗り合わせるなど効率的な公用車の使用に努める</li></ul>

目標一2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ、漸減に努める
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 廃棄物は、決められたごみ箱（可燃ごみ、不燃ごみ、コピー用紙、パンフレット、封筒、廃プラスチック）に分別して出す</li><li>② シュレッダーの使用は機密書類に限定する</li><li>③ 封筒、ファイル、フォルダーなどは繰り返し使用する</li><li>④ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する</li><li>⑤ 再利用・リサイクルしやすい製品を優先的に購入、使用する</li></ul>

目標一3	コピー用紙の使用量を、21年(1,552kg)を基準として23年度までに約5%削減し、1,475kg以下に削減する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成した資料やメール等で收受した資料は、パソコン画面上での確認を徹底する</li> <li>② 書類の電子データ化を進め、メールでのやりとりを徹底する</li> <li>③ 資料は、両面印刷、両面コピーを徹底する</li> <li>④ 使用済み用紙の裏面利用に努める</li> <li>⑤ コピー機のコピーボタンを押す前に、必ず設定を確認する</li> <li>⑥ 会議資料などの簡素化を徹底する</li> </ul>

目標一4	環境に配慮した事務用品を使用する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける</li> <li>② 石川県グリーン購入調達方針を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう</li> <li>③ コピー用紙は再生紙を使用する</li> <li>④ 文具類などは、エコマーク製品、グリーンマーク製品を優先的に購入する</li> </ul>

#### 4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、次長（事務）を環境管理責任者とし、責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・ 「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・ 年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。